

18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定

「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」と
その基本となる考え方

平成 19 年 3 月

文 京 区

1 はじめに

文京区は、平成 11 年 7 月から平成 12 年 12 月までの期間に文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際に、園舎の天井裏等に存在した吹付けアスベストを飛散させ、隣接する保育室の園児等がアスベストにばく露するという事態が生じました。そこで、文京区は健康対策等の検討のために、「文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会」を設置しました。この委員会では、このような事態に至った原因を明らかにするとともに、今後の対策について検討がなされ、平成 15 年 12 月に「文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会報告書」が取りまとめられました。

文京区は、この報告書に基づく具体的な健康対策を検討するため、「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」(以下、「専門委員会」といいます。)を設置しました。また、文京区では、この報告書の内容に基づき、文京区の責任で、健康対策等を実施してきました。

さらに、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」を策定し、今後の健康対策の取り組みについて決定いたしました。

2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方

現時点(平成 19 年 3 月 28 日)では、アスベストばく露を受けた方の健康に対する影響が明らかになっておりません。こうした時期から、専門委員会を組織し、専門委員会の判断による健康対策等の対応を実施するという考え方は、これまでの公害問題ではなかったことです。

専門委員会では、これまでの公害裁判のように、関係者の方々が補償を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのない方法を追求していただいております。

このような考え方にに基づき、万一、さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第 10 条に規定する疾患が発症した場合、区は、アスベストのばく露を受けた入所児童及び文京区職員が、こうした健康に対する影響に関しての補償等を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのないよう、関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。

3 本書の位置づけ

「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」は、区が実施する健康対策について定めたものであり、正確性を期すために法形式に従って策定してあります。そこで、本書では、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」に関する区の基本的な考え方を明示するとともに、各条文の解説を行うものです。

なお、本書で示している考え方や解説等は、区の公的な見解です。

4 逐条解説

(目的)

第1条

この要綱は、区が平成11年7月から平成12年12月までの期間に文京区立さしがや保育園（以下「保育園」という。）において実施した改修工事の際のアスベストのばく露（以下「アスベストばく露」という。）を受けた入所児童及び文京区職員（以下「健康対策対象者」という。）を対象に実施する健康診断その他の健康対策について必要な事項を定めることを目的とする。

【基本となる考え方】

- ①この条文は、さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱を制定する目的を明らかにした規定です。
- ②期間については、改修工事の際にアスベストのばく露を受けた期間を含め、一連の工事が終了した、平成12年12月としました。
- ③本条文以降で、「保育園」という場合は、「文京区立さしがや保育園」のことをいいます。
- ④本条文以降で、「アスベストばく露」という場合は、区が平成11年7月から平成12年12月までの期間に文京区立さしがや保育園で実施した改修工事の際のアスベストのばく露のことをいいます。
- ⑤本条文以降で、「健康対策対象者」という場合は、文京区立さしがや保育園で実施した改修工事の際のアスベストのばく露を受けた入所児童及び文京区職員のことをいいます。

(専門委員会)

第2条

区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成16年3月31日15文福育第1599号）により設置する文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問し、専門委員会の答申に基づいて健康対策を実施する。

【基本となる考え方】

- ①本条文以降で、「専門委員会」という場合は、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成16年3月31日15文福育第1599号）により設置する「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」のことをいいます。
- ②健康対策は、今後の医学の進歩により取り組む内容も変わってくると考えられます。そこで、区長は、専門委員会の答申に基づき健康対策を実施するものです。
- ③専門委員会の設置については、別途「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策

等専門委員会設置要綱」で定めています。

(健康管理台帳)

第3条

区長は、健康対策対象者及び保護者の氏名、生年月日、現住所及び住所変更の履歴、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、保育園に滞在した時間及び日数、アスベストのばく露を受けた推定量、推定リスク値並びに既往歴を記載した健康管理台帳（別記様式第1号）を整備し、健康対策対象者全員の生存期間中保存し、その後も10年間保存するものとする。

【基本となる考え方】

- ①健康対策を円滑に実施するためには、健康対策対象者の状況を把握しておかなければなりません。なお、第7条で規定する調査票の送付により健康対策対象者の調査を行うと共に、その状況の変化を把握した場合は、速やかに健康管理台帳を訂正します。
- ②健康管理台帳は、健康対策の基本的な資料となるものですから、生存中のみならず、亡くなられた後も10年間は健康管理台帳を保管するものです。

(健康管理手帳)

第4条

区長は、健康対策対象者に対して、アスベストばく露の事実、ばく露を受けた期間及び保育園に滞在した時間等について記載した健康管理手帳を作成し、交付する。

2 区長は、健康管理手帳の交付を希望しない者に係る健康管理手帳について保管し、交付の申請を受けたときは、交付する。

【基本となる考え方】

- ①健康管理手帳は、すでに作成、配付しております。今後も交付の申請があった場合は速やかに対応します。

(健康相談)

第5条

区長は、健康対策対象者のうち希望者に対して、健康リスク相談及び心理相談を実施する。

【基本となる考え方】

- ①引き続き、健康相談を実施していきます。なお、今後、実施回数などは専門委員会の判断に基づき対応します。

(情報の提供)

第6条

区長は、健康対策に関する情報を掲載したホームページを開設し、健康対策対象者に対する情報の提供に努める。

【基本となる考え方】

- ①健康対策に必要な情報を掲載したホームページを開設しており、引き続きわかりやすい情報提供を行っていきます。
- ②ホームページ以外にも、専門委員会の判断に基づき、「さしがや保育園アスベスト健康対策専門委員会ニュース」を作成し配付していきます。

(調査票の送付)

第7条

区長は、健康対策対象者に対して、毎年1回調査票を送付し、相談事項、現住所その他健康対策対象者の状況の把握に努める。

【基本となる考え方】

- ①健康対策の実施には、健康対策対象者の状況を的確に把握しておく必要があります。現在も連絡先等調査票（以下「調査票」といいます。）を送付して住所等の連絡先の確認に努めています。今後も、年1回調査票を送付し、健康対策対象者の状況の把握に努めていきます。

(健康診断)

第8条

区長は、平成31年以降、健康対策対象者を対象とした専門委員会の推奨する健康診断を実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施する。
- 3 前2項の健康診断に係る費用は、文京区が負担する。

【基本となる考え方】

- ①専門委員会の答申のとおり、平成31年以降、健康対策対象者を対象とした専門委

員会の推奨する健康診断を実施します。

- ②平成 31 年までに、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施します。
- ③いずれの健康診断についても文京区の費用で行います。

（その他の健康対策）

第 9 条

区長は、第 3 条から前条までに規定するほか、専門委員会が必要と認めた健康対策を実施するものとする。

【基本となる考え方】

- ①本条文では、第 3 条から第 8 条まで定めた健康対策以外にも、今後、医学の進展などにより、アスベストばく露に関連する健康対策が必要と専門委員会が認めたものについて、区長が実施することを定めています。

（費用負担）

第 10 条

区長は、健康対策対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、健康対策対象者又はその家族に対し、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費、弔慰金、遺族補償等アスベストばく露に伴う関連費用を負担する。

- (1) 健康対策対象者に胸膜、腹膜及び心膜等の悪性中皮腫が発症し、又はその疾患により死亡した場合において、専門委員会の判定に基づき、アスベストばく露に起因しないことが明らかでない認められたとき。
- (2) 健康対策対象者に、肺がん、良性石綿胸膜炎又はアスベストに起因して発症する可能性があるとして学会等で認められた疾患が発症し、又はその疾患により死亡した場合において、専門委員会の判定に基づき、アスベストばく露に起因すると認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、アスベストばく露を受けた文京区職員に係る関連費用の負担は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定による補償又は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による保険給付のうち関連費用の負担に相当するものを受けるときは、行わない。

【基本となる考え方】

- ①悪性中皮腫の発症とアスベストばく露は相当程度関連性が高いことから、専門委員会の判定に基づき、文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際のアスベストのばく露に起因しないことが明らかでない認められたときは区長が関連

費用を負担することとしました。

- ②肺がん、良性石綿胸膜炎だけでなく、「アスベストに起因して発症する可能性がある」と学会等で認められた疾患」についても、専門委員会の判定に基づき、文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際のアスベストのばく露に起因すると認められたときに、区長が関連費用を負担することとしました。
- ③「悪性中皮腫が発症し、又はその疾患により死亡した場合」及び「肺がん、良性石綿胸膜炎又はアスベストに起因して発症する可能性がある」と学会等で認められた疾患が発症し、又はその疾患により死亡した場合は、専門委員会の判定に基づき区長がアスベストばく露に伴う関連費用を負担することを定めています。
- ④本要綱は、裁判によらないで解決できる方法を想定しています。そこで、「疑わしい場合」「発症が懸念される場合」は、診断書などを添えて事務局に申し出ていただくこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。

また、たとえば、万一「肺がん」が発症した場合も、本要綱第 10 条に規定する「疾患」ですから、診断書などを添えて事務局に申し出ていただくこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。
- ⑤関連費用の目安は時代によって変わります。そこで、「2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方」で述べたとおり、関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って、個別に相談しながら対応することとなります。そのため、本要綱では、関連費用の目安を示さないこととしました。
- ⑥文京区職員については、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法を優先的に適用することとなります。これらの適用がない場合に、本要綱を適用することとなります。

(判定基準)

第 11 条

専門委員会は、前条各号の規定による判定を行うための基準を定めるものとする。

2 専門委員会は、医学的知見を反映させるため、必要に応じて前項の基準の改定を行うものとする。

【基本となる考え方】

- ①第 10 条に規定した疾患が発症した場合は、最新の情報をもとに専門委員会で判定していただくこととなります。
- ②専門委員会では、判定を行うための基準を定めます。
- ③判定基準は時代によって変わるものですから、必要に応じて判定の基準を見直し、時代に適した判定基準を策定していただきます。

(建築物のアスベスト対策)

第12条

区長は、次に掲げる建築物に係るアスベスト対策を行わなければならない。

- (1) 区が所有する建築物（以下「区有建築物」という。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの
 - ア 文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書（平成15年12月）に記載された建築アスベスト対策
 - イ 「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成11年8月）の方針に基づいて、改築時又は改修時に行う石綿吹付け材（石綿を含有するものを含む。）及び石綿含有建材の除去工事
 - ウ 文京区のホームページにおける吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況リストの公開
- (2) 建築物（区有建築物を除く。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの
 - ア 区の区域内の建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく確認申請があったとき又は同法第6条の2に基づく指定確認検査機関に対する確認申請があったときに行うアスベストを飛散させないための対策についての指導
 - イ 建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告に当たっての、建築物所有者等への、吹き付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握させるための周知と指導
 - ウ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項及び第2項に基づく特定粉じん排出等作業実施の届出があったときに行う確認及び指導
 - エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第124条第1項に基づく石綿含有建築物解体等工事施工計画等の届出があったときに行う確認及び指導
 - オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条の規定による解体の事前届出があったときに行う確認及び指導
 - カ 文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱（平成17年11月1日施行）に基づく報告があったときに行う確認及び指導
 - キ 区報、ホームページ等でのウ、エ及びカに関する届出及び作業遵守事項についての周知

【基本となる考え方】

- ①法令による届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について審査し、必要に応じて改善指導を行っています。さらに、工事期間中には、法令に規定する作業基準等に従ってアスベストの除去作業を実施するよう現場指導を行っています。

また、届出対象外のアスベスト成形板の除去については、アスベストを飛散させないように手作業で成形板を除去する方法や作業中常に散水し成形板を十分湿潤状態にして解体するよう指導しています。
- ②届出等に必要な情報（改正等があれば随時変更）は区報、ホームページ等で周知に努めております。

③ (2) アについて

建築物の新築・増築時には、それに伴って既存建築物の解体・改修が行われる場合があるため、確認申請時には、申請者に対して適切にアスベストの飛散防止処置を行うよう指導しています。また、指定確認検査機関に対しても、同様の指導を行うよう依頼しています。

*建築基準法の改正（平成18年10月1日施行）により、一定規模以上の増改築時には既存アスベストの除去が義務付けられました。この場合も同様に適切な処置を指導します。

(2) オについて

一定規模の解体工事を行う場合には、法律により届出（解体部分のアスベストの有無も含む）が義務付けられています。アスベストがある場合には、適切な処理を行うよう指導しています。

(2) キについて

これらの届出については、区報、ホームページなどで周知を行っています。

④今後も、アスベスト対策の徹底に努めていきます。

(改正手続)

第13条

区長は、この要綱の改正を行うときは、事案の決定を行う前に、専門委員会に諮問し、その答申に基づいて改正を行うものとする。ただし、法改正に伴う引用条文の変更若しくは用語の変更又は組織改正に伴う組織名称の変更に係る改正については、この限りでない。

【基本となる考え方】

- ①「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とあわせて、健康対策対象者が希望する場合は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で署名・捺印による協定を結びます。協定は、双方の責任により守られるものであり、一方的に改正や廃止をすることはできません。協定で定める健康対策の内容と要綱で定める健康対策の内容は同一のものであるから、結果として、区長は要綱を一方的に改正や廃止をすることはできなくなります。
- ②何らかの理由で、要綱を改正する必要がある場合は、区長は、専門委員会に諮問し、その答申に基づき改正を行います。
- ③法律の名称や事務局組織が変わった場合などは、要綱に規定している法律名や組織名を改正する必要があります。そこで、「法改正に伴う引用条文と用語の変更」、「組織改正に伴う組織名称の変更」のみ、事務的に改正することができるようになりました。

(事務局)

第14条

健康対策の実施に係る事務局は、男女協働子育て支援部保育課に置く。

【基本となる考え方】

- ① 専門委員会の開催、台帳の管理、健康診断の実施手続き等は、保育課に置いた事務局が対応します。なお、今後、組織改正などが行われた場合は、すべての事務について新しい組織に確実に引継ぎを行います。

(委任)

第15条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

【基本となる考え方】

- ① 第8条により、区長は、平成31年以降、健康対策対象者を対象とした専門委員会の推奨する健康診断を実施します。このとき、どのように対象者に周知するのか、関連する費用がいくらになるのかは、そのときにならないと明確になりません。こうした手続きが円滑に実施できるよう、この条項を盛り込んであります。
- ② この条項によって、区長が健康対策実施要綱を一方向的に改正したり廃止したりすることはできません。

付 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。